

後遺障害 1 級 1 号の被害者の請求可能な損害項目

後遺障害が残存した場合、後遺障害慰謝料、逸失利益を請求することができる。

1 級 1 号やそれに近い重度後遺障害が残存した場合は、上記損害以外、将来の介護費用も請求可能である。その他にも様々な諸費用が請求できる。

これらの費用は積み重ねるとかなりの金額となるが、弁護士に訴訟を依頼した場合でも弁護士が重度後遺症案件に習熟していないため失念することも多い。

訴訟を考えている被害者親族のために弁護士が失念しやすい損害項目を列挙しよう。

1 症状固定までの分

(1) 近親者入院付添費

現在の病院は完全看護となっているため、損保側が被害者入院中の近親者付添費を認めないことが多いが、必要性さえ証明できれば請求が可能である。

(2) 交通費、宿泊費

被害者の入院中、近親者が付添うために通院する必要がある。交通費は近親者交通費である。また、近親者は病院近くのホテル等に宿泊する必要がある、請求が可能な場合がある。

(3) 自宅付添費

退院後、症状固定まで被害者の介護を近親者または職業介護人がする必要があるがその費用である。

(4) 介護機器費用

病院から自宅に戻ると、車椅子、リフト、介護用ベッド等が必要となるが、これらも請求可能である。

2 症状固定後の分

(1) 家屋改造費

全額は認められることはないが、請求は可能である。

なお、被害者を入浴させる場合、訪問入浴サービスに頼らず、自宅で入浴施設を整える場合は入浴のためのバスタブや入浴ストレッチャーも請求が可能となる。

訪問入浴サービスに頼る場合は訪問入浴代が請求できる。

(2) 自動車購入費用

被害者は症状固定後も定期的な通院が必要となるが、近親者が自家用車で通院をさせる目的等で自動車を購入した場合、請求が可能である。但し、他の家族の利益にもなるので、全額は認められない。

(3) 症状固定後の治療費

重度後遺障害が残存した場合、生命を維持するため定期的な検査が必要となるので通院が必要となる。このような場合は、症状固定後の治療費も認められる。

なお、重度後遺障害被害者が社会保険を使用した場合、地方自治体の福祉制度により自己負担分はゼロになると思われるが、それでも自己負担分は請求が可能である。

(4) 将来の介護雑費

尿とりパット、紙おむつ代等、細々とした雑費である。

(5) 自動車、介護機器の買替費用

自動車、車椅子、移動用リフト、介護用ベッド、入浴ストレッチャー、バスタブ等は耐用年数があるから、買替費用が必要となる。

車椅子等は地方自治体の福祉制度により無料とされるが、請求は可能である。

(6) 移動用リフトの点検費用

介護用ベッドから車椅子に移るための移動用リフトは毎日使用するので消耗が激しい。1年に2度くらいの点検は必要と考えられる。